

1 令和6年度実績評価書（案）

令和7年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画に基づき、全22の業績目標のうち、

- ・ 基本目標1 現下の治安上の課題への対応
業績目標1 匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進
- ・ 基本目標3 警察活動の基盤の強化
業績目標2 警察情報通信基盤の強化
- ・ 基本目標4 市民生活の安全と平穏の確保
業績目標2 現場執行力の強化
業績目標4 外国人等との共生社会の実現へ向けた取組の推進
- ・ 基本目標5 犯罪捜査の的確な推進
業績目標2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- ・ 基本目標6 組織犯罪対策の推進
業績目標2 国際組織犯罪対策の推進
- ・ 基本目標7 安全かつ快適な交通の確保
業績目標2 運転者対策の推進
- ・ 基本目標8 国の公安の維持
業績目標4 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対応
- ・ 基本目標9 デジタル社会の安全・安心の確保
業績目標1 サイバー事案対策の推進
業績目標2 サイバー空間の脅威への対処に係る基盤の強化

の10の業績目標について、令和6年度を評価期間とする実績評価方式による事後評価を実施した結果については、評価結果に記載のとおりとする。

2 令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）

全22の業績目標に関し、業績指標を設定した事前分析表を作成する。

3 規制の事後評価書（案）

以下の4法令により新設等された規制（全11規制）について、令和6年度までを評価期間とする事業評価方式による事後評価を実施した結果については、いずれも妥当と判断する。

- ・ 道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）
- ・ 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第181号）
- ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第32号）
- ・ 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第16号）

4 その他

- 7月9日に第42回警察庁政策評価研究会をウェブ会議方式により開催し、有識者からの意見を反映した。
- 今後、総務大臣への通知・送付、警察庁ウェブサイトでの公表等を予定。

公安委員会 説明資料No. 2	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について	令和7年8月28日 生活安全局
1 趣旨 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第45号。以下「改正法」という。）の一部施行に伴う内閣府令等の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。 2 期間 令和7年8月29日（金）から同年9月27日（土）まで（30日間） 3 改正案の概要 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案 改正法により、風俗営業の許可に係る不許可事由が追加されたことに伴い、風俗営業の許可を受けようとする者が許可申請書に添付しなければならない書類を追加するなどの改正を行うもの。 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案 ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正 ○ 改正法による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「新法」という。）第4条第1項第7号イからハまでに掲げる、風俗営業の許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者に係る規定 ○ 新法第4条第1項第8号ロに規定する聴聞決定予定日の通知に係る規定 を追加するほか、所要の改正を行うもの。 イ 風俗環境浄化協会等に関する規則の一部改正 改正法により風俗営業の許可に係る不許可事由が追加されたことに伴い、新法第4条第1項を引用している規定について所要の改正を行うもの。 ウ 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正 改正法により風俗営業の許可に係る不許可事由が追加されたことに伴い、新法第4条第1項を引用している規定について所要の改正を行うもの。 4 施行期日 改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和7年11月28日）		

公 安 委 員 会	「道路交通法施行規則の一部を改正	令和 7 年 8 月 28 日
説明資料No. 3	する内閣府令案」等について	交 通 局

1 改正の内容

(1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

- 住民基本台帳法の適用を受けない外国人について、従来、旅券等の提示で免許証を取得できた手続を改め、運転免許の申請時に、
 - ・ 外務省が発行する身分証明書又は権限がある機関が発行する身分を証明する書類で国家公安委員会が定める書類の提示
 - ・ 公の機関が発行した住所を確かめるに足りる書類の添付を求めることとする。
- 外国人については、免許証の更新時に、在留カード、特別永住者証明書、住民票の写し又は上記の書類の提示を求めることとする。
- 国外転出中の日本国籍を有する者については、運転免許の申請時等に、戸籍謄本等及び住所を確かめるに足りる書類の添付を求めることとする。
- その他所要の改正を行う。

(2) 道路交通法施行規則第十七条第二項第三号イ(2)の規定に基づき、権限のある機関が発行する身分を証明する書類であつて、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるもの

- 権限のある機関が発行する身分を証明する書類として、外交又は公用の在留資格が表示されている上陸許可の証印をされた書類等を定める。

2 意見公募手続の実施結果

令和 7 年 7 月 11 日（金）から同年 8 月 9 日（土）までの間、意見公募手続を実施した結果、681 件の意見が寄せられた。

改正案について

- 今回の改正は、運転免許取得についての「制度上の甘さ」の是正や諸外国の制度との整合性の観点から、本邦の免許制度の信頼性を高める上で非常に重要である

といった賛成意見のほか、

- 施行までの期間に駆け込みで運転免許を取得することを防ぐために、施行をできるだけ前倒しするべき

という意見等があったが、これらの内容について検討した結果、原案のとおり改正する。

3 施行期日

公布：令和 7 年 9 月 11 日

施行：令和 7 年 10 月 1 日

公安委員会 説明資料No. 4	「道路交通法施行規則の一部を 改正する内閣府令案」について	令和7年8月28日 交 通 局
1 概要 マイナ免許証を有する者がマイナンバーカードの更新等により新たにマイナンバーカードの発行を受ける場合に、新たなマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用することができるよう、マイナンバーカード発行工場において当該マイナンバーカードに免許情報記録を記録したものとする措置を講ずることができることとするため、道路交通法施行規則の一部を改正するもの。 2 意見公募手続の実施結果 (1) 令和7年7月11日から同年8月9日までの間（30日間）、意見公募手続を実施した結果、12件の御意見が寄せられた。 今回の改正案について、 ○ マイナ免許証保有者の利便性の向上に資する といった御意見が寄せられた。 (2) なお、改正案に対する直接の御意見ではないが、 ○ 「外免切替」の見直しに関する御意見 ○ 自転車の運転者による交通違反に対する交通反則通告制度に関する御意見 等が寄せられた。 3 今後の予定 公布：令和7年8月29日（金） 施行：令和7年9月1日（月）		

公 安 委 員 会	令 和 7 年 度 全 国 警 察 術 科 大 会	令和7年8月28日
説明資料No. 5	の実施について	長 官 官 房

1 開催日・場所

大会名	期日	場所
柔道・剣道選手権大会	9月2日(火)	日本武道館
柔道大会	10月20日(月)	日本武道館
剣道大会	10月21日(火)	日本武道館
逮捕術・拳銃射撃競技大会	11月28日(金)	警視庁術科センター

2 各大会の競技方法

(1) 柔道・剣道選手権大会

ア 柔道選手権大会

個人戦（男女体重別：男子7階級、女子4階級）

イ 剣道選手権大会

個人戦（男女別）

(2) 柔道大会・剣道大会

団体戦（男女別）

※ 男子は、昨年度大会の結果により1～3部に分けて実施

(3) 逮捕術大会

団体戦（男女混合）

※ 定員により1～3部に分けて実施

(4) 拳銃射撃競技大会

ア 団体競技（男女混合）

※ 定員により1～3部に分けて実施

イ 個人競技（女子エア・ピストルの部）

1	総額	(7年度予算額)
(1)	一般会計	3,477億円 (3,113億円)
	ア 警察庁	3,192億円 (2,875億円)
	うち要望額	182億円
	うち交付税特会繰入	439億円 (471億円)
	イ 情報システム予算（デジタル庁に計上）	284億円 (239億円)
(2)	東日本大震災復興特別会計	2億円 (4億円)
	計	3,479億円 (3,117億円)

2 重点項目に係る要求額

一般会計

第1	サイバー空間の脅威への対処	65億円 (57億円)
第2	テロ対策と大規模災害等の緊急事態への対処	79億円 (89億円)
第3	安全かつ快適な交通の確保	194億円 (192億円)
第4	科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進	118億円 (94億円)
第5	組織犯罪対策の推進	40億円 (37億円)
第6	生活の安全を脅かす犯罪対策の推進と犯罪被害者等支援の充実	39億円 (40億円)
第7	警察基盤の充実強化	561億円 (271億円)

3 国家公務員等の増員

- (1) 国家公務員146人の増員を要求予定。
- (2) 地方警察官475人等の増員を要求予定。

4 組織改正

新設6項目を要求予定。

公安委員会 説明資料No. 7	安定的な人材確保に向けた取組の 推進について	令和7年8月28日 長官官房
第1 趣旨 少子高齢化に伴う人口動態の変化等により、地方警察官の採用情勢は非常に厳しい状況が続いているところ、警察の使命を果たし続けるため、誇りと使命感を持った優秀な人材の安定的な確保が極めて重要である。 昨今の若年層の意識・考え方や警察官の職務環境・処遇をめぐる現状を踏まえ、警察組織が目指すべき方向性として、①組織の魅力向上、②若い世代への発信力強化及び③採用の間口拡大を「3つの柱」とし、これらに沿って、潜在的な志望者となり得る層の掘り起こしも含めた優秀な人材を安定的に確保するための各種施策を推進するもの。 第2 検討を進めていく具体的な取組事項 1 組織の魅力向上 (1) 警察学校のイメージ向上 ア 警察学校の計画的な建替、道場の暑熱対策等 イ 警察学校における教養の在り方の見直し (2) 処遇・勤務環境の改善 ア 警察官の勤務の特殊性に起因する各種手当の拡充 イ 居住環境の改善（管内居住の在り方の見直しを含む） 2 若い世代への発信力強化 YouTubeやInstagramをはじめとするSNSの活用も含めた、若い世代への情報発信の強化 (1) 就職活動生に向けた情報発信 上記1及び下記3の取組の成果を積極的に発信 (2) 広く若い世代に向けた情報発信 ア 一般・子供向けの職業体験等の参加型イベントの開催 イ 都道府県警察における地元の小中高・大学等での授業の実施の推進 ウ アニメやドラマ、地元のスポーツチーム等とタイアップした広報の実施 3 採用間口の拡大 (1) 採用方法の柔軟化 ア 試験合格者の早期採用の実施 イ 社会人経験者採用の導入 (2) 試験制度の柔軟化 ア 採用試験の前倒し、試験回数の増加 イ SPI・SCOA等の公務員試験対策が不要な試験の導入		

公安委員会 説明資料No. 8	令和7年度警察庁総合防災訓練について	令和7年8月28日 警備第三課				
1 概要 「令和7年度総合防災訓練大綱」等に基づき、「防災の日」を中心とした「防災週間」（8月30日から9月5日まで）に各種訓練を実施するもの						
2 国家公安委員会・警察庁における訓練 (1) 実施日 令和7年9月1日（月） (2) 想定 ア 安否等確認訓練 等 午前8時00分、東京都23区を震源地とするマグニチュード7.3、最大震度7を観測する首都直下地震が発生 イ 緊急災害警備本部訓練 午前10時00分、宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード9.0、最大震度7を観測する南海トラフ地震が発生 (3) 訓練内容 <table><tr><th>国家公安委員会・警察庁訓練</th><th>政府訓練（参考）</th></tr><tr><td> 【9月1日（月）】 08:00 発災 ○安否等確認訓練 ○幹部緊急連絡訓練 ○幹部緊急輸送訓練 ○非常参集訓練 10:00 ○緊急災害警備本部訓練 ○国家公安委員会訓練 （電話会議・遠隔会議システム等） 【防災週間期間中】 ・ 非常参集訓練（9/1未実施者） ・ 9/2 代替施設緊急災害警備本部設置訓練 </td><td> 【9月1日（月）】 07:00 閣僚徒歩参集訓練 08:15 緊急災害対策本部会議 臨時の閣議 09:00 内閣総理大臣会見 （防災担当大臣立会） 11:06 総理大臣・防災担当大臣による 現地調査訓練 （九都県市合同防災訓練：さいたま市） </td></tr></table>			国家公安委員会・警察庁訓練	政府訓練（参考）	【9月1日（月）】 08:00 発災 ○安否等確認訓練 ○幹部緊急連絡訓練 ○幹部緊急輸送訓練 ○非常参集訓練 10:00 ○緊急災害警備本部訓練 ○国家公安委員会訓練 （電話会議・遠隔会議システム等） 【防災週間期間中】 ・ 非常参集訓練（9/1未実施者） ・ 9/2 代替施設緊急災害警備本部設置訓練	【9月1日（月）】 07:00 閣僚徒歩参集訓練 08:15 緊急災害対策本部会議 臨時の閣議 09:00 内閣総理大臣会見 （防災担当大臣立会） 11:06 総理大臣・防災担当大臣による 現地調査訓練 （九都県市合同防災訓練：さいたま市）
国家公安委員会・警察庁訓練	政府訓練（参考）					
【9月1日（月）】 08:00 発災 ○安否等確認訓練 ○幹部緊急連絡訓練 ○幹部緊急輸送訓練 ○非常参集訓練 10:00 ○緊急災害警備本部訓練 ○国家公安委員会訓練 （電話会議・遠隔会議システム等） 【防災週間期間中】 ・ 非常参集訓練（9/1未実施者） ・ 9/2 代替施設緊急災害警備本部設置訓練	【9月1日（月）】 07:00 閣僚徒歩参集訓練 08:15 緊急災害対策本部会議 臨時の閣議 09:00 内閣総理大臣会見 （防災担当大臣立会） 11:06 総理大臣・防災担当大臣による 現地調査訓練 （九都県市合同防災訓練：さいたま市）					
3 都道府県警察等における訓練 「防災週間」の期間中、21都道府県警察及び皇宮警察本部において、総合防災訓練の実施や地方公共団体等が主催する防災訓練に参加予定。その他の26府県警察は「防災週間」の期間外に実施予定						